

## 綾瀬市インターネット公売 ガイドライン

綾瀬市インターネット公売にご参加いただく皆様へ

綾瀬市インターネット公売をご利用いただくには、次の綾瀬市インターネット公売ガイドライン（以下「本ガイドライン」という。）の内容を良くご確認の上、同意をしていただくことが必要です。また、インターネット公売の手続きなどに関して、本ガイドラインと KSI 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインと異なる点がある場合は、本ガイドラインが優先して適用されます。

綾瀬市インターネット公売の入札等の実施に係る執行機関は、「綾瀬市」です。本ガイドラインに記載されている必要様式は、綾瀬市ホームページから印刷することができます。

「委任状（様式 1）」、「保管依頼書（様式 2）」、「搬送依頼書（様式 3）」、「指定搬送業者引渡依頼書（様式 4）」

### 第1章 インターネット公売の参加条件など

#### 1 インターネット公売の参加条件

次のいずれかに該当する方は、公売へ参加すること及び財産を買い受けることができません。また、（1）から（3）までに該当する方は、代理人を通じて参加することもできません。

- （1） 国税徴収法第 92 条（買受人の制限）または同法第 108 条第 1 項（公売実施の適正化のための措置）に該当する方
- （2） 本ガイドライン及び KSI 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない方
- （3） 公売財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない方
- （4） 18 歳未満の方。ただし、その親権者などが代理人として参加する場合があります。
- （5） 日本語を完全に理解できない方。ただし、その代理人が日本語を理解できる

場合は除きます。

- (6) 日本国内に住所がなく、かつ電話連絡ができない方。ただし、その代理人が日本国内に住所があり電話連絡ができる場合を除きます。

## 2 インターネット公売参加にあたっての注意事項

- (1) インターネット公売は、国税徴収法などにに基づき、綾瀬市が公売手続きを行います。KSI 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインについては、本ガイドライン及び国税徴収法の規定に反しない限り、インターネット公売の手続きにおいて公売に参加しようとする者またはその代理人（以下「公売参加者」という。）を制約するものとします。

- (2) 公売参加者が国税徴収法第 108 条第 1 項に掲げる行為をしたとき、綾瀬市は同条に基づき、入札がなかったものとするなどの処分を行うことがあります。当該処分を受けた公売参加者は、以後 2 年間、綾瀬市の実施する公売に参加すること、または代理人となることができません。

また、処分を受けた公売参加者の納付した公売保証金があるときは、その公売保証金は没収し、返還いたしません。

なお、次のアからエまでは、第 108 条第 1 項に掲げる行為に該当します。

ア 売却決定を受けても買受代金の納付期限までにその代金を故意に納付しない行為

イ 偽りの名義により、または第三者をかたって公売に参加する行為

ウ 公売を妨害する意思をもって行う、第 1 章の 6 「代理人などによる自己のための公売参加手続きの禁止」において禁止する行為

エ 公売を妨害する意思をもって行う、第 5 章の 3 「システム利用における禁止事項」に掲げる行為

- (3) 入札前に公売保証金を納付してください。

- (4) 公売参加者は、事前にインターネット公売システム（以下「公売システム」という。）上の公売物件詳細画面や綾瀬市において閲覧に供されている公売公告などを確認し、登記・登録制度のある財産については、関係公簿などを閲覧するほか、十分な調査を行った上で公売に参加してください。

公売財産については、下見会において、直接、確認をお願いします。下

見会以外に公売財産を確認する機会はありません。

- (5) インターネット公売は、紀尾井町戦略研究所株式会社が提供する公売システムを採用しています。公売参加者は、公売システムの画面上で公売参加申し込みなど一連の手続きを行ってください。
- (6) インターネット公売においては、特定の売却区分（公売財産の出品区分）の公売が中止になることや、公売全体が中止になることがあります。

### 3 公売財産の権利移転などについての注意事項

- (1) 公売財産は市税などの滞納者（以下「現所有者」という。）の財産であり、綾瀬市が所有する財産ではありません。
- (2) 公売財産に財産の種類又は品質に関する不適合があっても、現所有者及び綾瀬市には担保責任は生じません。
- (3) 売却決定を受けた最高価申込者またはその代理人（以下「買受人」という。）が公売財産に掛かる買受代金の全額を納付したとき買受人に危険負担が移転します。その後に発生した財産の破損、盗難及び焼失などによる損害の負担は、買受人が負うこととなります。
- (4) 公売財産が登記・登録を要する財産の場合、綾瀬市は、買受代金を納付した買受人の請求により、権利移転の登記・登録を関係機関に囑託します。
- (5) 公売財産の引渡しは、買受代金納付時の現況有姿で行います。
- (6) 買受人は、買受代金の納付後に公売財産の返品及び買受代金の返還を求めることができません。

### 4 個人情報の取り扱いについて

- (1) 公売参加者は、次のすべてに同意するものとします。
  - ア 公売参加申し込みを行う際に、住民登録などがされている住所、氏名（法人の場合は、商業登記簿などに登記されている所在地、名称、法人代表者氏名）及び電話番号を公売参加者情報として登録すること。
  - イ 公売参加者の公売参加者情報及び KSI 官公庁オークションのログイン ID（以下、「ログイン ID」という。）に登録されているメールアドレスを綾瀬市に開示されること。綾瀬市は、公売参加者に対し、ログイン ID で認証済

のメールアドレスに、公売財産に関するお知らせを電子メールにて送信することがあります。

ウ 最高価申込者に決定された公売参加者のログイン ID に紐（ひも）づく会員識別番号（代理人による参加の場合は代理人のログイン ID に紐づく会員識別番号、共同入札の場合は代表者のログイン ID に紐づく会員識別番号）を公売システム上において一定期間、公開されること

（２） 綾瀬市は、公売参加者から直接、または公売システムで収集した個人情報を５年間保管します。収集した個人情報は、第 108 条に定める公売実施の適正化のための措置などを行うことを目的として利用します。

（３） 公売財産が登記・登録を要する財産の場合、公売参加者情報の登録内容が住民登録や商業登記簿の内容などと異なる場合（転居の場合、住所証明書などでその経緯が確認できる場合を除きます）は、買受人となった場合でも所有権移転などの権利移転登記・登録を行うことができません。

## 5 代理人による参加について

綾瀬市インターネット公売では、代理人が公売参加の手続きをすることができます。代理人には公売参加申込み、公売保証金の納付及び返還に係る受領、入札及びこれらに附帯する事務などを委任することになります。

### （１） 代理人の資格

代理人は、第 1 章の 1 「インターネット公売の参加条件」を満たさなければなりません。

### （２） 代理人による参加の手続き

ア 代理人が、公売参加の手続きをする場合、代理人のログイン ID により、代理人が公売参加申し込み及び入札などを行ってください。

イ 代理人が、公売参加の手続きをする場合、公売参加者は委任状及び公売参加者の住所証明書（公売参加者が法人の場合は商業登記簿謄本など）を入札開始 2 開庁日前までに綾瀬市に提出することが必要です。

原則として、入札開始 2 開庁日前までに綾瀬市が委任状などの提出を確認できない場合、入札をすることができません。公売参加者以外の方から委任状などが提出された場合も、入札をすることができません。

ウ 代理人による公売参加申し込み手続き及び入札手続きの詳細については、「第2章 公売参加申し込みについて」「第3章 インターネット公売「せり売り」形式について」をご確認ください。

「委任状（様式1）」は、綾瀬市ホームページから印刷することができます。

(3) 復代理人の選任の権限

任意代理人を選任した場合、公売参加者はその代理人に復代理人を選任する権限を付与したものとみなします。

(4) 代理人による参加における注意事項

ア 代理人に国税徴収法第108条第1項に該当すると認められる事実がある場合、公売参加者及びその代理人は同法第108条第1項に該当し、以後2年間、綾瀬市の実施する公売に参加できません。

イ 国税徴収法第108条第1項に該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者を代理人とした方は、同法第108条第1項に該当し、以後2年間、綾瀬市の実施する公売に参加できません。

ウ ア及びイの場合、納付された公売保証金は没収し、返還はいたしません。

6 代理人などによる自己のための公売参加手続きの禁止

(1) 代理人は、公売参加者のために公売参加の手続きをする公売財産について、自己のために公売参加をする手続きをすることはできません。

(2) 代理人などが、ひとつの公売財産に対して複数人から公売参加の手続きなどについて委任を受けた場合は、その委任を受けたすべての公売参加の手続きをすることができません。

(3) 法人が、公売に参加する場合、当該法人の代表権限のある方（以下「法人代表者」という。）は、法人のために行う公売参加の手続きとは別に、自己のためまたは、ほかの本人などの委任を受けて公売参加の手続きをすることはできません。

## 第2章 公売参加申し込みについて

入札前には、公売参加申し込みを必ず行ってください。公売参加申し込みには、公売参加者情報の入力、公売保証金の納付及び必要に応じて委任状などの書類提出が必要です。公売参加申し込みが完了したログイン ID でのみ入札できます。

### 1 公売参加申し込みについて

公売参加者は、公売公告により定められた公売参加申し込み期間内に入札しようとする売却区分を指定のうえ、公売システムの画面上で、住民登録などのされている住所、氏名（法人の場合は、商業登記簿などに登記されている所在地、名称、代表者氏名）及び電話番号を公売参加者情報として登録してください。

- (1) 法人が公売に参加する場合は、法人代表者名でログイン ID を取得した上で、法人代表者が公売参加の手続きを行ってください。なお、法人代表者以外の方に公売参加の手続きをさせる場合は、その方を代理人とする必要があります。
- (2) 代理人に公売参加の手続きをさせる場合は、代理人のログイン ID により、代理人が公売参加の手続きを行ってください。代理人は、公売システムの画面上で、代理人による手続きの欄の「する」を選択してください。

また、公売参加者は、委任状及び公売参加者の住所証明書（公売参加者が法人の場合は商業登記簿謄本など）を入札開始 2 開庁日前までに綾瀬市に提出することが必要です。原則として、入札開始 2 開庁日前までに綾瀬市に委任状の提出が確認できない場合、入札をすることができません。公売参加者以外の方から委任状が提出された場合も入札をすることはできません。

### 2 公売保証金の納付について

#### (1) 公売保証金

公売保証金とは、国税徴収法第 100 条に規定されている入札する前に納付しなければならない金員です。公売保証金は、綾瀬市が売却区分ごとに、見積価額（最低入札価格）の 100 分の 10 以上の金額を定めます。

#### (2) 公売保証金の納付方法

公売保証金は、売却区分ごとにクレジットカードで納付をしてください。

公売システムの公売物件詳細画面から公売参加申し込みを行い、公売保証金を所定の手続きに基づき納付をしてください。

公売参加者は、紀尾井町戦略研究所株式会社に対し、クレジットカードによる公売保証金納付及び返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理を SB ペイメントサービス株式会社に委託することを承諾するものとします。公売参加者は、インターネット公売が終了し、公売保証金の返還が終了するまで、この承諾を取消しできないことに同意するものとします。

また、公売参加者は、紀尾井町戦略研究所株式会社が公売保証金取り扱い事務に必要な範囲で、公売参加者の個人情報を SB ペイメントサービス株式会社に開示することに同意するものとします。

ア VISA、マスターカード、JCB、ダイナース、アメリカン・エクスプレスのマークがついていないクレジットカードなど、一部ご利用いただけないカードがあります。

イ 法人で公売に参加する場合、法人代表者名義のクレジットカードを使用してください。

ウ 代理人が公売参加の手続きをする場合、代理人名義のクレジットカードを使用してください。

### (3) 公売保証金の買受代金への充当

公売参加者は、買受人となり買受代金から公売保証金を差し引いた金額を納付した場合、公売保証金を買受代金に充当することに同意するものとします。

### (4) 公売保証金の没収

公売参加者が納付した公売保証金は、次の場合は没収し返還することができません。

ア 最高価申込者または次順位買受申込者となり売却決定されたが、納付期限までに買受代金を納付しない場合

イ 公売参加者が、国税徴収法第 108 条第 1 項の規定に該当する場合

### 第3章 インターネット公売「せり売り」形式について

綾瀬市インターネット公売は、国税徴収法第 94 条に規定されている「せり売り」形式で行われ、せり売形式の公売システムは、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する自動入札システム及び入札単位を使用しています。本章における「入札」とは、公売システム上の「入札価額」欄へ希望落札金額の上限を入力すること及び入力した上限以下の範囲で行われる自動入札をいいます。また、「入札」はせり売りに係る買受の申し込み、「入札者」は買受申込者、「入札期間」は、「せり売り期間」を示します。

#### 1 インターネット公売への入札

##### (1) 入札

公売参加申し込み、公売保証金の納付及び必要に応じて委任状などの書類提出が完了したログイン ID でのみ、入札が可能です。入札期間中であれば何回でも入札は可能です。ただし、公売システム上の「現在価額」または一度「入札価額」欄に入力した金額を下回る金額を「入札価額」欄に入力することはできません。一度行った入札は、公売参加者の都合による取消しや変更はできませんのでご注意ください。なお、入札期間の自動延長は行いません。

##### (2) 入札がなかったものとする取り扱い

綾瀬市は、国税徴収法第 108 条第 1 項の規定に該当する者、またはその代理人などが行った入札について、当該入札を取消し、なかったものとして取り扱うことがあります。入札期間中にその時点における最高価額の入札をなかったものとした場合、当該入札に次ぐ価額の入札を最高価額の入札とし、せり売りを続行します。

#### 2 最高価申込者の決定など

##### (1) 最高価申込者の決定

綾瀬市は入札期間終了後、公売公告により定められた最高価申込者決定の日において、売却区分ごとに、インターネット公売上の入札における入札価額が見積価額以上でかつ最高価額である入札者を、最高価申込者として決定します。

また、インターネット公売では、2人以上が同額の入札価額（上限）を設定した場合、先に入札（設定）した人を最高価申込者として決定します。

（２） せり売終了の告知など

綾瀬市は、最高価申込者を決定したときは、最高価申込者のログイン ID に紐（ひも）づく会員識別番号と落札価額（最高価申込価額）を公売システム上に一定期間公開することを告げ、せり売終了を告知します。

（３） 綾瀬市から最高価申込者への連絡

最高価申込者には、綾瀬市から入札終了後、事前にログイン ID で認証されたメールアドレスに最高価申込者として決定された旨の電子メールを送信します。

綾瀬市が最高価申込者に送信した電子メールが、最高価申込者のメールアドレスの変更やプロバイダの不調などの理由により到着しないために、綾瀬市が買受代金納付期限までに最高価申込者による買受代金の納付を確認できない場合、その原因が最高価申込者の責に帰すべきものであるか否かを問わず、公売保証金を没収し、返還はいたしません。

当該電子メールに表示されている区分番号は、綾瀬市に対し連絡をする場合や書類を提出する場合に必要となります。

（４） 最高価申込者決定の取消し

次の場合には、最高価申込者の決定が取り消されます。この場合、公売財産の所有権は最高価申込者に移転しません。アの場合は、納付された公売保証金を返還します。

ア 売却決定前、公売財産に係る差押徴収金（市税など）について完納の事実が証明されたとき

イ 最高価申込者が国税徴収法第 108 条第 1 項の規定に該当するとき

3 売却決定

綾瀬市は、公売公告に記載した日時に、最高価申込者に対して売却決定を行います。

（１） 売却決定金額

売却決定金額は、落札価額とします。

(2) 決定の取消し

次の場合には、売却決定が取り消されます。この場合、公売財産の所有権は買受人に移転しません。ただし、善意の買受人が買受代金を納付した場合は、公売財産の所有権は当該買受人に移転します。なお、アの場合にのみ、納付された公売保証金を返還します。

ア 売却決定後、買受人が買受代金を納付する前に、公売財産にかかる差押徴収金（市税など）について完納の事実が証明されたとき

イ 買受人が買受代金を納付期限までに納付しなかったとき

ウ 買受人が、国税徴収法第 108 条第 1 項の規定に該当するとき

4 買受代金の納付

(1) 買受代金納付期限について

買受人は、買受代金納付期限までに綾瀬市が納付を確認できるよう買受代金（買受代金に充当される公売保証金額を除く）を一括で納付してください。買受代金納付期限までに買受代金全額の納付が確認できない場合、納付された公売保証金を没収し、返還しません。

(2) 買受代金の納付方法

買受代金は、次の方法で納付してください。なお、納付に掛かる費用（手数料など）は、買受人の負担となります。

ア 綾瀬市の指定口座に銀行振込

イ 綾瀬市に直接、現金を持参

(3) 買受代金の納付の効果

ア 買受人が、公売財産に係る買受代金の全額を納付したとき、買受人に当該公売財産の権利が移転します。ただし、公売財産を買い受けるために関係機関の承認や許可または登録が必要な場合は、それらの要件が満たされたときに買受人への権利移転の効力が生じます。

イ 公売財産の権利が買受人に移転したとき、危険負担が買受人に移転します。危険負担が移転した後に発生した財産の破損、盗難及び焼失などによる損害の負担は、その財産の現実の引渡の有無などに係わらず買受人が負うことになり

ます。

## 5 公売保証金の返還

### (1) 最高価申込者以外の参加者への公売保証金の返還

最高価申込者または国税徴収法第 108 条第 1 項の規定に該当し、同条第 2 項の処分を受けた者（その代理人などを含む）以外の納付した公売保証金は、入札終了後全額返還します。なお、公売参加申し込みを行ったものの入札に参加しない場合においても公売保証金の返還は入札終了後となります。

紀尾井町戦略研究所株式会社は、クレジットカードにより納付された公売保証金を返還する場合は、クレジットカードからの公売保証金の引き落としを行いません。ただし、公売参加者のクレジットカードの引き落としの時期などの関係上、公売保証金の引き落としを行い、翌月以降に返還を行う場合がありますのでご了承ください。

### (2) 国税徴収法第 114 条に該当する場合

買受代金納付期限以前に現所有者などから不服申立てなどがあり、滞納処分の続行が停止された場合、その停止期間は、最高価申込者または買受人は国税徴収法第 114 条の規定に基づきその入札、または買受を取り消すことができます。この場合、納付された公売保証金は全額返還します。

### (3) 国税徴収法第 117 条に該当する場合

売却決定後、買受人が買受代金を納付する前に、公売財産に係る差押徴収金（市税など）について完納の事実が証明され、国税徴収法第 117 条の規定により売却決定が取り消された場合は、納付された公売保証金は全額返還します。

## 第4章 公売財産の権利移転及び引渡について

### 1 公売財産の権利移転及び引渡について

#### (1) 権利移転及び引渡手続きについて

公売財産の権利移転及び引渡手続きについては、財産の種類に応じて、本章の定めるものとします。本ガイドラインに定めのない財産の権利移転手続きについては、これらの定めるところに準拠することとします。

ただし、綾瀬市がその財産の特殊な事情などを考慮して変更が必要と判断できる場合はその限りではありません。

(2) 権利移転手続きにおける注意事項

ア 公売財産に財産の種類又は品質に関する不適合があっても、現所有者及び綾瀬市には担保責任は生じません。

イ 買受人が公売財産に係る買受代金の全額を納付したとき、買受人に権利が移転します。ただし、公売財産を買い受けるために関係機関の承認や許可または登録が必要な場合は、それらの要件が満たされたときに買受人への権利移転の効力が生じます。

ウ 公売財産の権利が買受人に移転したとき、危険負担が買受人に移転します。危険負担が移転した後に発生した財産の破損、盗難及び焼失などによる損害の負担は、その財産の現実の引渡の有無などにかかわらず、買受人が負うこととなります。

エ 権利移転に伴う費用は、買受人の負担となります。

2 公売財産が動産の場合の権利移転及び引渡について

綾瀬市は、買受代金の納付を確認した後、公売財産の引渡を行います。

(1) 公売財産の引渡

ア 公売財産の引渡は、買受代金納付時の現況有姿で行います。

イ 公売財産の引渡は、原則として綾瀬市職員の立ち合いの下、綾瀬市役所内及び綾瀬市が指定する場所で行います。

ウ 公売財産または「売却決定通知書」を直接受け取る場合は、買受人の本人確認のため、次の(ア)(イ)をお持ちください。なお、買受人が法人である場合には、商業登記簿謄本などと法人代表者の方の次の(ア)(イ)をお持ちください。

(ア) 身分証明書

運転免許証、住民基本台帳カード(マイナンバーカード)など、住所及び氏名が記載され本人の写真が添付されている本人確認書類を提示してください。なお、運転免許証などをお持ちでない方は、住民票などの住所及び氏名を証する書面若しくはパスポートなどの写真付きの本人確認書類

を提示してください。

(イ) 綾瀬市から買受人へ送信した電子メールを印刷したもの

エ 公売財産の搬送を希望される場合、買受人の費用負担において買受人ご自身で搬送手続を行っていただきます。

オ 買受人は、搬送による公売財産の引渡を希望する場合、「搬送依頼書」や身分証明書などの提出が必要です。インターネット公売終了後、必要事項を記入の上、綾瀬市に提出してください。搬送による引渡を希望する場合、搬送途中での事故などによって公売財産が破損、紛失などの被害を受けても、綾瀬市は一切責任を負いません。

また、重量のある財産、大きな財産、壊れやすい財産（精密機械機器等）は搬送による引渡はできませんのでご注意ください。

さらに、高額な財産、宅配の保険範囲外の財産についても搬送による引渡はできませんのでご注意ください。

なお、搬送先住所が買受人の住所（所在地）と異なる場合は、その旨を「搬送依頼書」に記載してください。搬送先の受取人となりうるのは買受人のみです。

カ 買受人は、買受代金納付時に公売財産の引渡を受けない場合、「保管依頼書」や身分証明書などの提出が必要です。インターネット公売終了後、必要事項を記入の上、綾瀬市に提出してください。

キ 一度引き渡された財産は、いかなる理由があっても返品、交換はできません。

## (2) 注意事項

ア 買受人が自ら登録や名義変更などを行う必要がある財産については、引渡後、速やかに登録や名義変更の手続きを行ってください。

イ 買受代金の持参、公売財産の受取または「売却決定通知書」の受取などを代理人が行う場合は、次の(ア)から(ウ)までをお持ちください。

(ア) 代理権限を証する委任状

(イ) 買受人本人の身分証明書のコピー（買受人が法人の場合は商業登記簿謄本など）

(ウ) 代理人の身分証明書

「委任状（様式1）」 「保管依頼書（様式2）」 「搬送依頼書（様式3）」

）」は、綾瀬市ホームページから印刷することができます。

(3) 引渡及び権利移転に伴う費用について

ア 落札された公売財産は、買受代金納付期限の翌日以降、保管に際して別途保管費用の支払が必要となる場合があります。

イ 買受人が搬送による公売財産の引渡を希望する場合、搬送費用は買受人の負担となります。

ウ その他、公売財産の権利移転に伴い費用を要する場合には、その費用は買受人の負担となります。

3 公売財産が自動車の場合の権利移転及び引渡について

「自動車」とは、道路運送車両法の規定により登録を受けた自動車をいいます。従って、軽自動車及び登録のない自動車などの権利移転手続きは、原則として本章の2に定めるところによります。

綾瀬市は、買受代金の納付を確認後、買受人に対して売却決定通知書を交付し、公売財産の引渡を行います。また、買受人からの請求に基づいて権利移転の手続きを行います。

(1) 公売財産の引渡

ア 公売財産の引渡は、買受代金納付時の現況有姿で行います。

イ 公売財産の引渡は、原則として綾瀬市職員の立ち合いの下、綾瀬市役所内及び綾瀬市が指定する場所で行います。

ウ 公売財産または「売却決定通知書」を直接受け取る場合は、買受人の本人確認のため、次の(ア)(イ)をお持ちください。なお、買受人が法人である場合には、商業登記簿謄本などと法人代表者の方の次の(ア)(イ)をお持ちください。

(ア) 身分証明書

運転免許証、住民基本台帳カード(マイナンバーカード)など、住所及び氏名が記載され本人の写真が添付されている本人確認書類を提示してください。なお、運転免許証などをお持ちでない方は、住民票などの住所及び氏名を証する書面若しくはパスポートなどの写真付きの本人確認書類を提示してください。

(イ) 綾瀬市から買受人へ送信した電子メールを印刷したもの

エ 買受人は、買受代金納付時に公売財産の引渡を受けない場合、「保管依頼書」や身分証明書の提出が必要です。インターネット公売終了後に必要事項を記入の上、綾瀬市に提出してください。

オ 公売財産の搬送を希望される場合、買受人の費用負担において買受人ご自身で搬送手続を行っていただきます。「指定搬送業者引渡依頼書」や身分証明書などの提出が必要です。インターネット公売終了後に必要事項を記入の上、綾瀬市に提出してください。

カ 引渡しをした財産は、いかなる理由があっても返品、交換はできません。

「保管依頼書(様式2)」「指定搬送業者引渡依頼書(様式4)」は、綾瀬市ホームページから印刷することができます。

## (2) 権利移転(名義変更)の手続きについて

ア 買受人本人が「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局または自動車検査登録事務所(軽自動車については管轄の軽自動車検査協会事務所)に買受財産の自動車を持ち込んでいただくことが必要となります。

イ 綾瀬市は、名義変更時に必要な書面を作成し管轄の運輸支局などへの送付は行いますが、名義変更手続きは行いません。

ウ 引渡し後、速やかに名義変更の手続きを行ってください。

また、名義変更手続き完了後、確認を行うため名義変更後の車検証の写しを綾瀬市に提出していただきます。

道路運送車両法第13条には所有者の変更があったときは、15日以内に移転登録を申請しなければならない旨が規定されています。

## (3) 注意事項

買受代金の持参、公売財産の受取または「売却決定通知書」の受取などを代理人が行う場合は、次のアからウまでをお持ちください。

ア 代理権限を証する委任状

イ 買受人本人の身分証明書のコピー

(買受人が法人の場合は商業登記簿謄本など)

ウ 代理人の身分証明書

「委任状(様式1)」は綾瀬市ホームページから印刷することができます。

(4) 引渡及び権利移転に伴う費用について

- ア 権利移転に伴う費用（登録手数料など）は買受人の負担となります。
- イ 自動車税環境性能割は、買受人が自ら申告、納税してください。
- ウ 公売財産について、自動車税、軽自動車税、反則金等の未納がある場合、道路運送車両法の規定により買受人の負担となることがあります。
- エ 落札された公売財産は、買受代金納付期限の翌日以降、保管に際して別途保管費用の支払が必要となる場合があります。

## 第5章 注意事項

### 1 公売システムに不具合などが生じた場合の対応

公売システムなどに不具合が生じ、次に掲げる事態が発生した場合、綾瀬市は公売手続きを中止することがあります。

#### (1) 入札期間前

公売参加申し込み期間の始期に公売参加申し込み受け付けが開始されない場合、公売参加申し込み受け付けができない状態が相当期間継続した場合、公売参加申し込み受付が入札開始までに終了しない場合、または公売参加申し込み期間の終期後になされた公売参加申し込みを取り消すことができない場合

#### (2) 入札期間中

入札期間の始期に入札の受け付けが開始されない場合、入札できない状態が相当期間継続した場合または入札の受け付けが入札期間の終期に終了しない場合

#### (3) 入札期間後

せり売形式において綾瀬市が入札終了後相当期間経過後も最高価申込者を決定できない場合、追加入札が必要な場合で追加入札の開始、または終了ができない場合、または「くじ（自動抽選）」が必要な場合で「くじ（自動抽選）」が適正に行えない場合

### 2 公売の中止及び中止時の公売保証金の返還

公売参加申し込み開始後に公売を中止することがあります。公売財産が公開中であ

っても、公売に係る差押徴収金が納付された場合は、当該公売財産のインターネット公売を中止します。

( 1 ) 特定の公売財産の中止時の公売保証金の返還

特定の公売財産の公売が中止となった場合、当該公売財産について納付された公売保証金は返還します。

( 2 ) インターネット公売中止時の公売保証金の返還

インターネット公売全体が中止となった場合、公売保証金は返還します。

### 3 システム利用における禁止事項

公売システムを利用するにあたり、次に掲げる行為を禁止します。

( 1 ) 公売システムをインターネット公売の手続き以外の目的で不正に利用すること。

( 2 ) 公売システムに不正にアクセスをすること。

( 3 ) 公売システムの管理及び運営を故意に妨害すること。

( 4 ) 公売システムにウイルスに感染したファイルを故意に送信すること。

( 5 ) 法令若しくは公序良俗に違反する行為またはその恐れのある行為をすること。

( 6 ) その他公売システムの運用に支障を及ぼす行為またはそのおそれのある行為をすること。

### 4 公売参加者に損害などが発生した場合

次に掲げる事由により公売参加者（公売システムにアクセスした方、公売参加者または第三者）に損害が発生した場合、綾瀬市はその損害の種類・規模に係わらず責任を負いません。

( 1 ) 公売が中止になった場合

( 2 ) 公売システムに不具合などが生じた場合

( 3 ) 公売参加者（公売システムにアクセスした方、公売参加者または第三者）の使用する機器及びネットワークなどの不備、不調その他の理由により、公売参加申し込みまたは入札が行えなかった場合

( 4 ) 公売に参加したことに起因して、公売参加者が使用する機器及びネットワークなどに不備、不調などが生じた場合

- (5) 公売参加者が公売保証金を自己名義（代理人の場合は代理人名義、法人の場合は法人代表者名義）のクレジットカードで納付する場合で、クレジットカード決済システムの不備により、公売保証金の納付ができず公売参加申し込みができなかった場合
- (6) 公売参加者のメールアドレスの変更や公売参加者の使用する機器及びネットワークの不備、不調その他の理由により、綾瀬市から送信される電子メールが到着しなかった場合
- (7) 公売参加者の発信、若しくは受信するデータが不正アクセス及び改変などを受けた場合
- (8) 公売参加者が、自身のログイン ID 及びパスワードなどを紛失若しくは、ログイン ID 及びパスワードなどが第三者に漏えいした場合
- (9) 公売参加者が、公売参加の手続きに関する権限の一部を代理人に委任した場合において、その委任を受けた代理人が行った行為により被害を受けた場合
- (10) 買受人となった公売参加者が搬送による公売財産の引渡を希望した場合、搬送途中、事故などにより公売財産に破損、紛失などの事態が発生した場合

## 5 準拠法

この本ガイドラインには、日本法が適用されるものとします。

## 6 インターネット公売において使用する通貨、言語、時刻など

- (1) インターネット公売の手続きにおいて使用する通貨は、日本国通貨に限り、入札価額などの金額は、日本国通貨により表記しなければならないものとします。
- (2) インターネット公売の手続きにおいて使用する言語は、日本語に限ります。公売システムにおいて使用する文字は、JIS 第 1 第 2 水準漢字（JIS（工業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 17 条第 1 項の日本工業規格）X0208 をいいます）であるため、不動産登記簿上の表示などと異なることがあります。
- (3) インターネット公売の手続きにおいて使用する時刻は、日本国の標準時によります。

## 7 公売参加申し込み期間及び入札期間

公売参加申し込み期間及び入札期間は、公売システム上の公売物件詳細画面上に示された期間となります。ただし、システムメンテナンスなどの期間を除きます。

## 8 綾瀬市インターネット公売ガイドラインの改正

綾瀬市は、必要があると認めるときは、このガイドラインを改正することができるものとします。

なお、改正を行った場合には、綾瀬市は公売システム上に掲載することにより公表します。本ガイドラインは、令和4年度の綾瀬市インターネット公売から適用します。

## 9 リンクの制限など

綾瀬市が公売システム上に情報を掲載しているウェブページへのリンクについては、綾瀬市物件一覧のページ以外のページへの直接のリンクはできません。

また、公売システム上において、綾瀬市が公開している情報（文章、写真、図面など）について、綾瀬市に無断で転載・転用することは一切できません。

## 10 その他

- (1) KSI が主催する「官公庁オークションサイト」に掲載されている情報で、綾瀬市が掲載したものでない情報については、綾瀬市インターネット公売に係る情報ではありませんのでご注意ください。
- (2) KSI 官公庁オークションシステム（主催：紀尾井町戦略研究所株式会社）を利用して行う本インターネット公売における個人情報の収集主体は綾瀬市です。
- (3) クレジットカードにより公売保証金を納付する公売参加者は、紀尾井町戦略研究所株式会社に対し、クレジットカードによる公売保証金納付及び事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理を SB ペイメントサービス株式会社に委託することを承諾します。公売参加者は、インターネット公売が終了し、公売保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消さないことに同意するものとします。

また、公売参加者は、紀尾井町戦略研究所株式会社が公売保証金取り扱い事

務に必要な範囲で、公売参加者の個人情報を SB ペイメントサービス株式会社に開示することに同意をするものとします。

適用開始:令和5年3月22日

所 管:綾瀬市総務部収納課